

## 平成18年度 第1回土岐市国民保護協議会議事録

1. 日 時 平成18年7月19日(水) 午前10時から午前11時まで
2. 場 所 土岐市役所3階 大会議室
3. 出席委員 (23名)
- |      |                            |
|------|----------------------------|
| 3号委員 | 石黒雄教委員(岐阜県東濃進行局長)(代理:渡辺)   |
|      | 久保田芳則委員(岐阜県東濃保健所長)(代理:鈴木)  |
|      | 藤村義久委員(岐阜県多治見土木事務所長)       |
|      | 清水貴一委員(岐阜県多治見警察署長)         |
| 5号委員 | 白石 聰委員(土岐市教育長)             |
|      | 加藤貴紀委員(土岐市消防長)             |
| 6号委員 | 曾根 修委員(土岐市企画部長)            |
|      | 水野仙三委員(土岐市総務部長)            |
|      | 安藤 修委員(土岐市市民部長)            |
|      | 大野健一委員(土岐市経済環境部長)          |
|      | 林 俊治委員(土岐市建設部長)            |
|      | 今井正史委員(土岐市水道部長)            |
|      | 水野幸爾委員(土岐市総合病院事務局長)        |
| 7号委員 | 松崎晴夫委員(中部電力㈱多治見営業所長)       |
|      | 森 秀之委員(土岐郵便局長)             |
| 8号委員 | 加藤良夫委員(土岐市連合自治会長)          |
|      | 土本和子委員(土岐市女性連合会長)          |
|      | 熊谷恒朗委員(土岐医師会長)             |
|      | 福井辰巳委員(土岐市金融協会会長)(代理:三宅)   |
|      | 小島憲和委員(土岐市建設業組合長)          |
|      | 長江正文委員(岐阜県LPガス協会土岐支部土岐地区長) |
|      | 土屋周一委員(土岐市管工事組合長)          |
|      | 西村清司委員(岐阜県石油商業組合土岐支部長)     |
- 会 長 塚本保夫(土岐市長)
- 事務局 (3名) 総務部次長兼総務課長 鵜飼 毅  
総務課防災係長 梅村 充之  
総務課防災係 瀬 瀬 大 祐
- 傍聴者 0名
4. 議 事 議第1号 土岐市国民保護協議会運営規定(案)について  
→事務局案どおり承認

議第2号 諮問事項 土岐市国民保護計画（素案）について  
→素案に検討を加え、今年度内に答申することで承認

議第3号 土岐市国民保護作成スケジュール（案）について  
→事務局案どおり承認

## 5. 議事録

進行： 鶴飼 総務部次長兼総務課長

### ○ 開会

進行： それでは定刻になりましたので、早速ではございますが、ただいまより平成18年度第1回土岐市国民保護協議会を開催させていただきます。私、本日の進行を務めさせていただきます総務課長の鶴飼でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは座らせていただきます。

#### 1. 委員の委嘱

進行： まず、はじめに委員の委嘱でございますが、本来なら市長から委員の皆様方一人ずつに委嘱状をお渡しさせていただくところではございますが、皆様のお席にあらかじめお配りさせていただきましたこと、また委員名簿を資料の2ページに掲載させていただきましたこと、大変恐縮ではございますが、委員の委嘱とご紹介に代えさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いを申し上げます。

#### 2. 会長あいさつ（土岐市長）

進行： 続きまして、土岐市国民保護協議会の会長であります塚本土岐市長よりご挨拶を申し上げます。

会長： どうも皆様ご苦労様でございます。

本日はちょうど全国各地で大きな豪雨災害等発生いたしておりまして、この地域におきましても心配される状況の中ではありますが、皆様方におかれましては大変ご多用の中、万障御繰り合わせいただきまして、この国民保護協議会が開催できますことを、まずもって厚く御礼を申し上げます。ただいま委嘱について事務局の方からお話を申し上げましたが、よろしくひとつお引き受けを賜りましてご指導賜りますようお願いを申し上げます。皆様方は各界の代表の皆様方ございまして、私どもが日頃大変お世話になっておる方々であります。本日まで賜っておりますご指導ご厚情に対してあらためてこの席をお借りして厚く御礼を申し上げる次第であります。

ところで、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」と言われる非常に長い名前の法律ではありますが、いわゆる国民保護法が制定をされまし

て、保護協議会を組織し、そして保護計画を策定する、こういう段取りに法律で決められたわけでありまして。世界の恒久平和が本当に望まれて久しいわけでありまして、今なお世界各地では人種的あるいは宗教的対立をベースとするテロリズム等が頻発をいたしております、たいへん悲惨な状況があります。またわが国を取り巻く環境におきましても、かつてテポドンが日本を飛び越えて太平洋へ着弾したということ、あるいは最近では数発の、テポドンをはじめ、ノドン、スカッドミサイルといったようなミサイルが連発されるというような状況で、いずれも国が射程距離内にあるということで、いつどういう事態が発生するか予断を許さないということでございます。国の方でも先制攻撃云々というような物騒な議論をされておるようですが、そういうことのないことを願いながらも私どもは市民の皆様方が常に安全でお過ごしいただけるための体制だけは、きちっと整えていかなければいけない、こういう責務を負っておるわけでありまして。委員の皆様方のご指導をいただくなかで、後ほど基本計画あるいはその策定スケジュール等についてご協議を賜るわけでありまして、よろしくご指導を賜りますようお願いを申し上げます私の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりますどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 3. 国民保護法制並びに土岐市国民保護協議会の設置について

進行： 続きまして、議事に入ります前に、国民保護法の概要と国民保護協議会の設置につきまして、事務局より簡略に説明をさせていただきます。

事務局：(パンフレット「国民の保護のためのしくみ」並びに配布資料3～8ページを用い、土岐市国民保護協議会の法的位置づけ及び所掌事務等について説明。)

### 4. 議事

進行： それでは議事に入らせていただきます。これからの議事進行を会長にお願いをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### 議第1号 土岐市国民保護協議会運営規程（案）について

会長： それでは定めによりまして私が議事の進行役を務めさせていただきますので、委員の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、はじめに議第1号土岐市国民保護協議会運営規程（案）につきまして、事務局より説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

事務局：(配布資料9～11ページを用い、運営規定（案）を朗読、本日付で施行予定と説明。)

会長： ただいま第1号議案の協議会の運営規程（案）についてご説明を申し上げましたが、何かご質問、ご意見がございましたらお願いを申し上げます。  
ご意見、ご質問はございませんか。

委員： 特にありません。

会長： 特にご意見も無いようでございますので、お諮りをさせていただきたいと思えます。ただいま提案させていただきました規程（案）につきましてご承諾いただける委員の皆様方の拍手をいただきたいと思います。

（委員一同：拍手）

会長： 全員の拍手をいただきましたので、この案によりまして土岐市国民保護協議会運営規程とさせていただきますので、本日より施行させていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

議第2号 諮問事項 土岐市国民保護計画（素案）について

議第3号 土岐市国民保護計画作成スケジュール（案）について

会長： 続きまして、議第2号諮問事項であります土岐市国民保護計画（素案）並びに議第3号土岐市国民保護計画作成スケジュール（案）につきまして、相互に関連がありますので事務局より一括して説明させていただきますのでよろしくお願いをいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：（議第2号については、配布資料12～14ページ並びに「国民の保護に関する基本指針（概要）」、「岐阜県国民保護計画の構成」、別冊「土岐市国民保護計画（素案）」、パンフレット「国民保護ってなんだろう」を用い、説明。本日付で諮問させていただき、8月10日（木）までに各委員より「土岐市国民保護計画（素案）に対する意見等について」により、意見を提出していただきたい旨、依頼させていただいた。

議第3号については、配布資料15・16ページを用い、2回目の協議会を9月上旬に予定し、その後パブリックコメントを行い、防災会議とのタイミングも視野に入れながら修正を行い、2月下旬に答申していただきたい旨、依頼させていただいた。）

会長： 始めに事務局をお願いしておきますけども、こうして複数資料を出される時には、右肩に資料1、2、3という通し番号にして、皆様に資料を見ていただく時に分かりやすく配慮していただきますようお願いいたします。

それではただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いを申し上げたいと存じます。何かご質問、ご意見はございませんか。

委員： 先ほどのスケジュールのところ、県への事前相談の欄に①②③とある訳ですが、例えばこの②というのは7月中から下旬にかけて2回目の相談をするというそういう意味、③というのは8月上旬から中旬にかけて3回目の事前相談をする、そういう意味ということよろしいですか。

会長： 事務局。

事務局： はい。県の国民保護計画の担当部局の方から、6月から事前相談に入る時のスケジュールがあらかじめ示されておりまして、それに基づきます流れがこの①ですとか、②、③という形で書かれたタイミングで県の方が修正した計画を出してくださいという風にあらかじめ指定されておりますので、それに従って事前相談の方をかけさせていただこうと思っている次第でございます。

会長： 今のご質問は上旬から中旬にかけてという意味かという。

事務局： はい、そうです。上旬から中旬にかけて。

会長： 上旬中旬2回かけているわけではないね。その間にという。

事務局： そうです。期間を示してあるところに数字が入ってあるだけでございまして、中旬から下旬にかけて、上旬から中旬にかけてという意味でございます。

委員： 分かりました。

会長： よろしいですか。他にご意見、ご質問はございませんか。

委員： 委員の意見を8月上旬頃に出しますね。その意見を受けて9月の原案作成の時にこういう意見がでましたということで説明をされるというわけでしょうか。

会長： 事務局。

事務局： はい。(スケジュール表中)9月の上旬に○が打ってございまして、このタイミングで2回目の協議会を開催させていただきたいと思っておりますが、その際に本日以降、委員の皆様方から頂戴いたしました意見、こういった意見が出ましたよということをご紹介するとともに、それに対応した修正箇所等もわかるように表現をさせていただきまして、それでご協議をさせていただきまして、その9月の上旬でまたさらにご意見を頂戴することもあるかと思っております。そういったものも踏まえまして、パブリックコメントに向けた原案とさせていただきたいと考えております。

会長： よろしいですか。他にご意見はございませんか。

本当に皆様方お忙しい中で、お目通しいただきながらまたご意見をいただくという事で、大変恐縮に存じますけどもよろしくひとつお願いを申し上げたいと思います。

特に他にご質問、ご意見はよろしいでしょうか。

特にご質問無ければお諮りをいたしたいと存じますが、提案をさせていただきました素案と、素案といいましても極簡単な説明でありましたけども、素案とその作成スケジュールにつきましてご承諾いただけたら拍手を賜りたいと存じますが、いかがでしょうか。

(委員一同：拍手)

会長： ありがとうございます。皆様方のご承諾をいただきましたので、この案によりまして今年度中に土岐市国民保護計画を作成していただくことといたしますので、今後ともよろしくひとつご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で本日予定しておりました議事は全て終了することができました。皆様の暖かいご協力によりましてスムーズに進行できましたことに対しまして、深くお礼を申し上げまして、議長の役を終えさせていただきます。どうも皆さんありがとうございます。

## 5. その他

進行： 慎重なるご審議ありがとうございました。それでは続きましてその他でございます。何かあればご発言をお願いしたいと思います。

## ○ 閉会

進行： 特に無いようですので、以上をもちまして土岐市国民保護協議会、終了させていただきます。お忙しいところ、誠にありがとうございました。